

「岩手県農業振興地域整備基本方針」の変更について

1 趣 旨

- (1) 「岩手県農業振興地域整備基本方針」(以下「県方針」という。)は、「農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58条、以下「農振法」という。)」に基づき定められた、国の「農用地の確保等に関する基本指針」に基づき、本県の農業振興地域の指定及び農業振興地域整備計画(市町村策定)の策定に関する方針を定める。

※ 「農振法」は、自然的・経済的・社会的諸条件を考慮して、総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることで、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的として制定されています。

- (2) 令和2年12月8日、国の「農用地の確保等に関する基本指針」の変更に伴い、県方針の変更手続きを進めてきたが、令和3年8月20日付けで農林水産大臣の同意が得られたため、令和3年8月26日付けで基本方針を変更するもの。

2 主な変更内容について

(1) 確保すべき農用地等の面積の目標(目標年:令和12年)

国が定める設定基準に基づき、「農用地区域からの除外や荒廃農地の発生」のすう勢、「農用地区域への編入、荒廃農地の発生防止・解消」の施策効果により算定。

	基準年(令和元年)	目標年(令和12年)	増減
県の面積目標	149,458ha	148,700ha	△758ha(△0.5%)
(参考)国の面積目標	400.2万ha	397万ha	△3.2万ha(△0.8%)

(2) 農業振興地域指定予定地域の規模

各市町村ごとに、大規模な山林、市街化区域及び用途地域を除く地域を指定し、農業振興地域面積等を記載。

(3) 農業振興地域における基本的な事項

いわて県民計画など各種計画の内容との整合・調整し、農用地に関する農業推進施策を記載。

(農業生産基盤整備、営農類型・農業経営の規模、農業の担い手育成等に関する事項)